

障害者移動支援サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則及び横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づき、文書により説明を行うものです。

1 事業者の概要

事業者の名称	株式会社 日向
法人種別	町田市地域生活支援サービス 移動支援
事業者の所在地	横浜市綱島西 2-5-8 ニックハイム綱島第八 102
代表者名	小車 大和
電話番号/FAX 番号	TEL045-947-4130 FAX045-947-4131
認可年月日/認可番号	令和 8 年 2 月 1 日

2 事業の目的と運営の方針

事業所番号	1460900796
事業所の名称	訪問介護 ひなた町田
事業所の所在地	町田市高ヶ坂 7-9-19 コーポレイモンド 1 F
事業開始年月日	令和 8 年 2 月 1 日
事業の種類	町田市地域生活支援サービス 移動支援
主たる対象者	※運営規定第 6 条(1)(2)
事業の目的	単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる支援を行います。
運営方針	運営規定参照
管理者名	小車 大和
電話番号/FAX 番号	TEL042-850-8891 FAX042-850-8892
電子メール	mth-0428@outlook.jp
ホームページ	
サービス提供地域	町田市内 相模原市
サービス提供日	月～日
サービス提供時間帯	24 時間

(2) サービス利用に係る実費負担額

サービス提供に要する下記費用は、町田市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援サービスの対象ではありませんので、実費を頂きます。

項目	説明
②ヘルパー交通費	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、サービスを利用される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をお支払いいただきます。 ※自動車での訪問の場合はガソリン代 (20 円/1km)
③その他	サービス提供中に、ヘルパーに公共交通機関利用料、入場料、500 円を超える食費等が必要な場合は、サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。

(3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払方法

上記(1)及び(2)①、②の料金・費用は、1 か月ごとに集計して請求いたしますので、翌々月末日までに現金にてお支払いください。

(4) ご利用の中止、変更について

ア ご利用者のご都合により、移動支援計画で定めたサービスの利用を事前に中止又は変更することができます。この場合、サービス実施日の前日 18:00 までに事業者に出してください。

イ やむを得ない理由がある場合を除き、サービス実施日の前日 18:00 までに申し出なく、サービスの利用を中止又は変更した場合は、取消し料をご負担いただく場合があります。

ウ サービスの変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により、ご利用者が希望する時間にサービスが提供できないことがあります。その場合、他の利用可能日時をご利用者に提示するほか、必要な調整をいたします。

6 サービスの利用方法

(1) 横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援事業支給決定を受けた方で、本事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。サービス提供に係る重要事項についてご説明します。

(2) サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を行います。ご利用者の体調等の理由により、移動支援計画で予定されていたサービスが実施できない場合には、ご利用者の同意を得てサービス内容を変更します。ただし、利用前日の18時までの取消しは無料で行いますが、それ以降は取消し料として2000円をご負担いただきます。さらに当日現地で中止の場合は、ヘルパーの交通費を実費負担していただきます。

(3) 適切なサービスを提供するために、同意を頂いた上で、ご利用者の心身の状況や

10 緊急時の連絡

サービス提供中にご利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族緊急連絡先】

氏名	続柄
住所	
電話番号	

上記重要事項について説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 横浜市港北区綱島西 2-5-8

ニックハイム綱島第八 102

名称 株式会社 日向 印

説明者 _____ 印

上記重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

法定代理人

住所 _____

()

氏名 _____ 印

身元引取人

住所 _____

氏名 _____ 印

株式会社 日向

町田市移動支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社日向が運営する 訪問介護 ひなた（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な移動支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、屋外での移動が困難な利用者が地域における自立生活及び社会参加を促すよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、社会生活上必要不可欠な外出等における移動の介護を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、横浜市、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護 ひなた町田
- (2) 所在地 町田市高ヶ坂7-9-19コーポレイモンド1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名（常勤職員）

サービス提供責任者は、事業所に対する移動支援サービスの利用申込に係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、移動支援計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

- (3) 従業者 3名（常勤職員 3名、非常勤職員 名）

従業者は、移動支援計画に基づき、移動支援サービスの提供にあたる。

- (4) 事務職員 名（常勤職員 名、非常勤職員 名）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、移動支援サービスを提供した際は、支給決定障害者等から、横浜市が定める利用者負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、規則に定める代理受領を行わない移動支援サービスを提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、これに係るサービス費用の額を支給決定障害者等から徴収することができる。

3 事業所は、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて事業を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を、支給決定障害者等から受けることができるものとする。

4 事業所は、移動支援サービス又はその他サービスの提供に要した費用について、その支払を受けた場合は、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し、個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。

5 事業所は、第2項及び第3項のサービス提供にあたっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、横浜市の港北区、神奈川区、鶴見区、都筑区の区域とする。

(緊急時等における対応)

第11条 従業者は、移動支援サービスの提供中に、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者又はサービス提供責任者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 従業者は、利用者に対する移動支援サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者を担当する区の福祉保健センター、当該利用者の家族等に連絡するとともに、管理者又はサービス提供責任者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、利用者に対する移動支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した移動支援サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した移動支援サービスに関し、規則の定めるところにより横浜市が行う文書その他物件の提示若しくは提出の求め又は横浜市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して横浜市が行う調査に協力するとともに、横浜市から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。